

「風なまぐさくして虎あるを知り、雉子なきで地震の来たるを知る」

ここに提案する「災害対策省」設置私案は、渡辺崋山が万が一の日本の危機を憂いて自問自答を書き留めたものと同様、「東日本関東大震災」の惨害に直面した一国民として「手をこまねいて惨状の拡大するのを待つ」ことは許されないのではないか、と、自らに問いかけて書きとどめたものである。

したがって既存の政党や団体、組織の意見の集約とは無縁であり、何らかのイデオロギーを背景として書き記したものでない。

渡辺崋山は当時日本が置かれていた危機的状況を憂いて「このままではすべてが意に反して手のつけようがなくなるであろう。しかしいまこれを大臣に進言しようとしても、彼らは世間知らずのおぼっちゃんに過ぎない。話が分かるのは学者だけであるが、彼らは視野が狭く、大を捨てて小を取る手合いにすぎない。このような現状である以上、ただ手をこまねいて外敵の侵入を待つよりほかないのであろうか」としたためた。『再稿西洋事情書』

崋山は幕政批判の罪で捕らえられ非業の死を遂げたが、幕府転覆を企図して「慎機論」などを書いたのではない。田原藩の家老として藩の意見をまとめ、幕府に建白しようと意図したのもない。彼は一個人として、止むにやまれぬ胸中を密かに書きとどめ、心ある人々に知らせようとしたのである。

獄中の取り調べに対して崋山は「万が一の事が起こった場合、国家にとって危険であるといわずに思い過ごし、自問自答の心得をもって書き記したものである」と答えている。

私がここに「災害対策省」設置私案を提示するのは、大震災に際して迅速に対応することを求められている日本政府が「琴柱を膠で固定して琴を弾く」がごとく、危機的状況に即応できずに「大声をあげて争いながら、しかももとの場所にとどまっているのと同じ」無為無策に終始し、国内の混乱は日々拡大し、今や世界を震撼させるに至ったこの状況を憂慮するあまり「手をこまねいて惨状の拡大するのを待つ」事ができない者のひとりとして、書きとどめるのである。

「もし政治の要路にある人がこれを読んで、異変が生ずるにあたって、ただちにこれを知り、萌芽のうちに防ぎとどめ、古人の教えがけがされるのを避けることができるとすれば著者にとって望外の幸せといわなければならない」と崋山は『馱舌或門』に記している。

現代は渡辺崋山の時代とは裏腹に、私論を展開しても鳥居耀蔵のような目付に捕らえられる恐れもなく、インターネットなどを通じて大いにその思うところを披瀝して正否を論ずることが出来る。私はここに、現下の惨状を最小限の被害にとどめるためにも、将来再び来るであろう災害を「萌芽のうちに防ぎとどめ」るためにも、稚拙にして未完成な私案を提出したいと思う。

かく言う私は齢 70 に達し、多くの病を抱えて日々 20 種類もの薬剤を服用する身である事を思えば、被災地に駆けつけて支援救助に当たることはおろか、NGOを通じて行動す

ることも叶わず、かつまたホームページを立ち上げて未知の人々と討論を重ね、有効な手立てを構築することもできない。私の出来ることは崑山の糟粕を嘗めて私案を練り、心ある人々がこの提案を捨て石として、現実に即応可能な対策を考案し、これを国政に生かす糸口を求め、模索することぐらいに過ぎない。しかしもしこれが何らかの有効な手立ての端緒となれば「望外の幸せといわなければならない」。

平成 23 年 3 月 19 日(土)

漢方専門医 佐賀純一
300-0037 土浦市桜町 4-4-19
e-mail tv3j-sg@asahi-net.or.jp

「災害対策省」設置私案に関する端書き

日本は災害王国といっても過言ではない。自然災害は毎年日本各地を襲い、多くの死者を出している。ところが日本は無防備なままである。丸裸のまま風雪に身をさらし、我慢を競う修行僧のようである。しかし現代は新たな災害をもたらした。原子エネルギー災害である。福島原発事故は無防備な国家国民の悲劇を世界に露呈した。災害拡大の原因は、災害対策専門機関の不在にある。

私は医師として四十年間医療に従事しているが、祖父や父が医師として働いていた時代の病人は現在の被災者・国民が置かれていると同様の状況にあった。厚生労働省の前身である厚生省は昭和 13 年（1938）に設置されていたが、その主な目的は傷痍軍人や戦死者の遺族に関する行政機関としての業務推進であって、国民の医療とは無関係であった。

昭和 32 年（1961 年）に国民皆保険制度が実質的に達成されるまで、病人は現在の被災者と同様、「自助努力」を要請されていた。金持ちは大病院の名医から高度の医療を受けることも可能だったが、一般国民は支払いが高額になるのを恐れて、よほど病が進行した段階にならなければ受診しようとしなかった。私の地方では、臨終近くになるまで医者を呼ぶことはほとんどなかった。医者が呼ばれて往診すると近所の人々は葬式が間近であると悟り、その段取りを話し合っていた。私が医師になった頃にはすでに皆保険制度が行き渡っていたが、昔の名残か、往診先で「先生、いつ頃になりますかね」などと何度も訊かれた。

皆保険が施行された後も難問は山積していた。医療機関相互の協力関係が築かれていなかったため、いわゆる「盥回し」が日常的に起こり、「医療砂漠」と非難された。しかしそうした苦い経験から、行政と医療機関内部の関係改善が図られ、30 年ほど前から 24 時間診療体制として機能するようになった。日本の医療制度が理想からはるかに遠いことは事実だが、先進諸国の水準に達していることは確かである。

ところが、災害に関しては、皆保険施行前の状況にとどまっている。毎年のように災害が各地を襲っているが、その度に被災者は着の身着のまま、十分な設備が整えられていない避難所で過ごさなければならない。医療行政の日進月歩と比較すると信じがたいほどの遅れである。

この度の大震災は万余の死者行方不明者出し、数十万の被災者が路頭に迷う悲劇を招いたが、それは偏に災害に対する歴代政府の無作為の結果である。

今回の災害による被災者救済のためにも、将来日本を襲う災害に備えるためにも、政府は直ちに、「災害対策省」の設置を図るべきである。医療行政はおよそ 70 年余りの試行錯誤の末現在に至ったが、災害に対する対策は一刻の猶予もならない。

実効性のある災害対策を創案し、国民を災害から救済するための国家機関創設の実現を願って、以下に私案を書き記してみたい。

「災害対策省」設置私案

前文

「災害対策省」の理念と構成
実動部の採用基準と特色

世界の知識を結集した研究局

避難所の現状

避難所の改善

再建と復興

災害対策相互条約と外交

結語

前文

「東日本大震災」の大惨害と福島原子力発電所の連鎖的原子炉事故は、大災害に対処するための国家機関設置の必要性を改めて認識させた。

日本は災害大国であることは論を待たない。しかも近年は別次元の要因が加わった。原子力発電所の存在である。日本社会はエネルギーの2割以上を原子力に依存している。全国には55(又は54)基の原子力発電所が稼働し、日本はアメリカ、フランスに次ぐ第三位の原子力大国である。

原子力発電所に事故が発生した場合、従来の自然災害とは次元の異なる問題が発生する。原子力発電所に爆発や原子炉溶融が起きれば、被爆した者は致命的損傷を被るだけでなく次世代にまで及ぶ被害を受け、原子力発電所周辺は長期にわたって不毛の地となる。

今回の「東日本大震災」と福島原子力発電所において発生した連続爆発事故は、日本のみならず世界を揺るがす大惨害へと発展した。

被災地ではいまだに余震が続き、死者・行方不明者は増加の一途をたどり、原子炉から30キロ以内の住民に対して避難命令が出された。事態は深刻であり、日本国内のみならず、世界中に不安と恐れが渦巻いている。

今回の災害の**要因**は、政府、国会議員、官僚が本来の義務を忘れ、災害への備えを忘れ、無為無策のまま権力闘争に明け暮れていた事である。今や一刻の猶予も許されない。私はここに「災害対策省」の設置を提案し、実現を願うものである。

「災害対策省」の理念と行動

「災害対策省」の理念は次の通りである。

第一は、日本国民に降りかかるあらゆる災害・事故から国民を未然に守ることである。

第二は、未然に防ぐことが困難であった災害が生じた場合、これにたいして迅速に対応し、国民の生命財産を守り、秩序と安全を保つことに努力することである。

第三は、災害が終息した後、被災者が被った被害を補償し、憲法の精神に則って、日本人が日常的に享受する生活が可能となるように、家屋、地域を再建することである。

第四は、被災者が新しい人生に向かって希望を抱くことができるように経済的・精神的援助を必要に応じて為すことである。

第五は、「災害対策省」の技術と知識を通じて、国際協力を深め、世界の安寧に貢献することである。

この理念に基づいて、「災害対策省」は予算を獲得し、必要な研究機関を設置し、実働部局を整備しなければならない。

指揮系統は、最大限の災害に迅速に対処できるように構成される。

災害に即応できるようにするため、各部局は現実的に構成される。

たとえば、全体の統括は知識と経験と心情の篤い人物十数名で構成される。その下部には、災害対策局・財務局・人事局・記録報道局・総務局などが設けられ、更に原子力発電所災害部・地震部・台風部・火山部・日常事故対応部などが設置される。

原子力発電所は今後「災害対策省」の厳重な監視下に置かれる。国家運営の基本は自由と平等でなければならないが、国家国民の生活を安全に保つためには、原子エネルギーに関する権限は「災害対策省」にゆだねられなければならない。

従来、原子力発電所は企業が運営管理を行ってきたが、民間企業は、営利追求を無視してまで、公共の幸福に寄与することは不可能である。一般の企業は自由な競争原理に従って淘汰される。優れた製品やサービスを提供する企業が富を獲得することは自由社会を健全に保つ基本的ルールとして認められている。しかし原子力発電所のような機関は精妙な技術を永遠に保つことを前提として建設されるのであるから、一企業がその目的と維持を支え続けることは困難である。

従って、国家の安全を脅かす可能性を本来的に保有する産業は、国家の管理下に

置かれてしかるべきである。日本に於いても保安局がその役目を担っているはずであったが、実質的には形式的な管理であったことが今回の事故によって暴露された。

「災害対策省」が設置された後は、このような形式的な管理とは正反対に、原子力発電所は、いかなる時も、「原子力発電所災害部」の厳重な管理下に置かれる。もしいささかでも危険が察知された場合には、運転は停止され、国民に報告される。

こうした厳重な管理を通じて、事故が避け難いと判明した時点に於いて、原子力発電所は、可及的速やかに削減されなければならない。

実動部の採用基準と特色

実動部には、いかなる災害にも先頭に立って作業できる人材を豊富に配属し、常時災害に備えなければならない。従って人材の採用に当たっては通常の公務員試験や学歴などは不用のものとしなければならない。

災害の渦中にある被災者を救い出す能力のある人材は、机上の試験や空論が得意な分野からではなく、未開拓の分野から求めるべきである。

スポーツ選手の多くは20代で引退し、不安定な生活を余儀なくされているが、彼らは少年の時期から鍛えられ、チームの一員として優れた人格を備え、秩序を守り、目的意識も強く、国家国民に対する思いもひとしお強い。彼らの鍛えられた能力は抜群である。こうした人材は他の分野にも数多くあり、更にまた、社会奉仕や介護の仕事に従事としたい念願する青年も少なくない。人材確保には苦勞しないであろう。

実動局には、医務看護薬剤部・技術部・衣服部・土木建築部・育成部・情報伝達部などが所属する。

世界の知識を結集した研究局

研究局は災害を防止しその解決策を探る情熱に満たされた人物を採用し、多様な災害に対処することを可能にするための方策を求めるべきである。

研究局には日本国内だけでなく、世界各国から有能な人材を広く募集しなければならない。今回の原子力発電所の事故に対して、アメリカは処理チームを派遣することを決定したが、世界の国々はそうした能力を備える人材を豊富に育てている。そうした人材は世界

各国から随時採用されるべきである。

災害発生と行動

「災害対策省」は災害が迫っていると想定される地域にあらかじめ必要な人員を派遣し、津波や台風、豪雨、土砂災害に備えなければならない。

災害が発生した場合、これと同時に行動を開始し、あらかじめ定められていた行動をとることによって災害の被害を最小限にとどめることが求められる。

隊員は被災者の避難誘導を行なう。

被災者に対して、十分な食料・衣類・携帯電話・日常生活品などをくまなく支給し、被災者が必要とする情報も伝達する任務を負う。

臨時の避難場所はあらかじめ調査され、安全を確かめた場所に設置しなければならない。

避難所には個人のプライバシーを守れる事が可能な仮施設が用意される。

避難所にはテレビなどの備品、エアマット、シュラフ、その他、必要品が用意され、被災者が安心して居住する空間が確保されるのが好ましい。

時宜に応じて、既存のホテルや旅館、民宿の利用も検討すべきである。

救援のための手段として船舶・輸送機などは常備しなければならない。

危険な場所に大勢が取り残された事を想定して、テントや食料、毛布、その他必要品をパラシュートで届けるなどの手段も講じておくべきである。

「災害対策省」の実働部隊は多様な人材によって構成される。実働隊には技師・技術者・建築家・医療団・記録報道局などの職員も加わらなければならない。

再建と復興

破壊された家や町は、速やかに復興が開始され、安全が確認された後、無償で提供される。災害の大小にかかわらず、たとえそれが豪雨で半壊した家一戸であっても、「災害対策省」の責任に於いてこれを建て直し、被災者に無償で提供される。

災害対策相互条約と外交

「災害対策省」はその理念に基づき、災害防止とその対策に関して、世界のいかなる国とも協力関係を築くことが求められる。

可能な限り近い将来に於いて、「国際防災対策相互条約」の策定を急ぐべきである。

「東日本大震災」の発生と同時にオバマ大統領は「アメリカは常に日本と共にある。我々は日本が必要とする全ての援助をする事を約束する」との声明を発表し、時を移さず三陸沖に空母を含む多数の艦艇が救助に向かったが、これは日米安保条約に基づくものではなく、あくまで人道に基づく行動である。

日米両国が災害に際して常時備えるためには、法律の策定が必要となる。それは、たとえば「日米災害対策相互条約」のような法律である。

「災害対策相互条約」の目的は、お互いの国民を災害から守り、救うための方策を追求するという共通の目的を求めて協力するものであるから、従来の軍事同盟や経済条約とは全く異質の、人道にもとづく普遍的な協力関係を基盤として締結される。もしもこれが実現すれば、互いの国民感情の改善に計り知れない貢献をもたらすものと思われる。

法律に照らして、甚大な被害をもたらす災害とみなされた場合、日米双方は、お互いの国の被害を最小限に留めるための最大限の努力をすることが取り決められる。そうなればハリケーンカトリーナのような大災害に対しては、日本の「災害対策省」はただちに必要な人員と技術、援助資金をアメリカに送れるであろうし、アメリカもまた、今回のような日本の災害に対しては、大統領の声明を待たずとも、法律に準じて速やかに、人材と資材を派遣することが可能となる。

鳩山内閣以降、アメリカと日本の関係は極めて気まずいものになったが、根本原因は、日米双方が安保条約という軍事同盟に依存し過ぎた結果である。

もしも「日米災害対策相互条約」のような実効ある取り決めが締結されれば、日米双方の技術が災害時に生かされることになるのであるから、双方の国民感情は従来とはまったく別次元の、気持ちの通ったものになる可能性がある。

さらにまた、韓国、中国などとも同様の条約を締結し、やがては世界の多くの国との条約締結実現を図ることが求められる。

結語

目下、日本が置かれている現実には、国内的にも国際的にも、きわめて困難な状況にある。

日本という国に生を受けて、人生を全うするためには、憲法にも明記されているように、最低限の生活を維持してゆく権利を保障されなければならない。「東日本大震災」の被災者を速やかに救済するためにも、また、この災害で命を失った方々の死を無駄にしないためにも、そして近い将来、また、必ず来ると決まっている災害に備えるためにも、災害対策は焦眉の急である。この私案を踏み石として実効ある「災害対策省」の設置実現を願ってやまない。

平成 23 年 3 月 13 日~19 日 佐賀純一記